

佐賀県告示第 362 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 28 年 7 月 8 日から平成 28 年 8 月 8 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 7 月 8 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀八女線	神崎市千代田町餘江字川一本松 622 番 3 地先から 神崎市千代田町餘江字三本松 597 番 1 地 先まで	平成 28 . 7 . 8
	神崎市千代田町崎村字三本黒木 638 番地 先から 神崎市千代田町渡瀬字四本松 1970 番 2 地 先まで	〃
県道 市武諸富線	神崎市千代田町崎村字二本松 120 番 1 地 先から 神崎市千代田町崎村字一本松 849 番 1 地 先まで	〃